

議案第34号

基山町条例を廃止する条例の一部改正について

基山町条例を廃止する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月6日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町条例を廃止する条例の一部を改正する条例

基山町条例を廃止する条例（昭和46年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第49条の次に次の1条を加える。

第50条 基山町立歴史民俗資料館設置及び管理条例（昭和57年条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

提案理由

歴史民俗資料館を老朽化等に伴い閉館するため、基山町立歴史民俗資料館設置及び管理条例を廃止する必要がある。

平成29年11月6日原案可決